

議事運営細則

2004年 3月20日 制定

2011年11月23日 改訂

(総会の運営)

第1条 日本聖約キリスト教団規則第20条・教規第7条に従い、総会の場で選ばれた議長団（議長1名、副議長1名）によって議事が進められる。

(議長団)

第2条 議長団は、会議の秩序を維持し、すべての事務の適正かつ敏速なる処置をなすために、次のような権限を有する。

- (1) 会議開閉、会議中止、休憩時間延長の宣言
 - (2) 発言の許可、及びその順序の決定
 - (3) 不法な発言、及び議事を妨害する者への制止
 - (4) 会議中、代議員の定足数を欠くに至る恐れがあると認めるとき、代議員の退席を制止し、また、議場外の代議員に出席を求めることができる。
 - (5) この細則に基づき、あるいは総会における議決に従い、委員会等を構成する代議員を指名することができる。
- 2 議長は、次の場合には、その議案及び動議の表決が終わるまで、議長席を去らねばならない。
- (1) 自ら、動議、討論する場合
 - (2) 自分自身に関する議案及び動議を議論する場合（但し、議長控訴の取り扱い、及びそれに対する答弁はこの限りではない）
 - (3) 副議長は、議長不在の時、または緊急な事態が生じたとき、議長の代務者となる。

(総会の成立)

第3条 議長は議事に先立ち、規則第22条に従って、出席代議員数を確認し、定足数（代議員現在数の3分の1以上）を報告して、総会の成立を宣言する。

(議事運営係)

第4条 議事には、総会の場で「議事運営係」を数名定める。議事運営係は、動議の取り扱いなど議事が、適切に、且つ滞りなく運営されるように議長団を補助する役目を果たす。

- 2 議事運営係は教団規則や細則を熟知し、法令を調べ、当該省庁への問い合わせなどを行う。

- 3 議事運営係の選定基準は以下の通りとする。
 - (1) 議事運営細則、教団規則等に精通した者であること。
 - (2) 各教会の議長・役員、教団の各種委員会の委員、又は、総会が認めた者。

(議事の内容と日程の決定)

第5条 議事の事項、順序及び日時は、すべて議事日程に記載する。

- 2 議事日程は責任役員会が作成し、その後の変更は、議長が議場にはかり、決定する。

(議題の上程)

第6条 議長は議題を上程するときは、その旨を伝える。

(審議の順序と概要)

第7条 議長は議題を朗読する。

- 2 提案者等による趣旨説明をする。
- 3 議案に対する質疑を簡素に行う。(質疑の最中には質問以外の意見は禁止)
- 4 討議は、原則として反対者と賛成者が発言を繰り返すことによつて行う。
 - (1) 代議員が発言しようとするとき、発言者(起立している者)がいないときに、挙手をして「はい」あるいは「議長」と呼び、議長に指名されたとき、起立して、(自分の所属と名前を言った後に)発言することとする。
 - ア) 発言を終えたら、着席する。それによつて発言権を他の人に譲ることになる。
 - イ) 議長は討議を始めるときは、まず反対者に最初の発言をさせ、賛成、反対を交互に指名して発言させるようにする。
 - ウ) 討議は議題に関係ない事、また、個人の毀誉褒貶(キヨホウヘン)および私生活にわたることについては言うてはならない。質疑においても同様である。
 - エ) 代議員は同一の議題について、一日三回を越えて発言することは原則として認めない。質問への回答に関してはこの回数に含まない。
 - オ) 議長は代議員の発言に時間の制限を付けることができる。代議員は、なるべく要領よく、手短かに発言すること。
- 5 原案に対する修正の提案(動議)があれば、下記の手続きを経て議題とする。この際、原案の審議を十分に行つてから取り上げる。
 - (1) 修正の動議
 - ア) 修正の動議は、その案を備え、2名以上の発議者(セコンドする者を含む)が連署して、議長に提出しなければならない。但し、簡素なものは議場で陳

述することができる。

- イ) 総会運営に対する動議（休息、延期、時間制限など）はセコンドを必要とせず直ちに採決する。
 - (2) 同一の提案について二個以上の修正案が提出されたときには、原案に最も遠いものから採決される。
 - (3) 一つの修正案が可決されたときは、原案及び他の修正案は消滅する。
 - (4) 修正案をすべて否決したときは、原案について採決する。
 - (5) 修正案及び原案が、あらゆる状況から採決を保留にしなければならないとき、議場の決議によって継続審議にすることができる。
- 6 議長は議場にはかり、討論の終結を告げる。
 - 7 討論終結の動議に賛成があったときは、直ちに採決に移る。
 - 8 採決する。
 - (1) 議長が採決するとき、その議題について再度伝える。（決議内容を説明する際、代名詞をなるべく用いなくて、明確に伝える）
 - (2) 議長が採決を宣言した後は、何人も議題について発言することはできない。
 - (3) 議長が表決を採るときは、挙手をもって賛成者の数を認定し、可否の決定を宣言する。
 - (4) 議長が必要と認めたとき、また、代議員7名以上の要求があったときは、記名、または無記名投票をもって表決する。
 - (5) 出席者の3分の2以上の賛成を必要とする『重要案件』の決議の際は、議長の判断により、記名、または無記名投票をもって表決する。

(議事録)

第8条 議事録には以下の事項を記載する。

- (1) 開会、休息、散会、閉会などに関する事項
- (2) 代議員、その他の参加者の氏名
- (3) 議案及び報告
- (4) 議事の経過
 - ア) 議事の報告、宣言
 - イ) 討議した議案の題目、説明者の氏名および説明の趣旨
 - ウ) 議題となった動議および動議者の氏名
 - エ) 委員の報告
 - オ) 質疑及び討論の要旨
 - カ) 採決及び可否
 - キ) その他の事項
- (5) その他、総会に関する事項、礼拝などの儀式の記録

2 議事録の公開について

- (1) 事務局は議事録を複製配付する。
- (2) 議長団が議事録作成の為に用いた総会録音テープは、複製配付しない。
- (3) 総会録音テープの公開希望者は、教団事務所備え付けの書式を持って、代表役員に申請する。許可された者は、教団事務所にて責任役員、または事務職員の立ち会いの下、聞くことができる。

(陪席)

第9条 日本聖約キリスト教団の監事、宣教師、教団所属神学生、および議長が許可した者は陪席することができる。

(傍聴)

第10条 日本聖約キリスト教団の会員および議長が許可した者は傍聴することができる。しかし、特別の事情があるときは傍聴を制限することができる。

(制定、改廃)

第11条 この細則は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃されるものとする。

- 2 この細則は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃の議決がなされ、さらに定められた手続きを経た後、施行されるものとする。

(付録)

以下に、主な動議の説明を記す。

(1) 無期延期

目的は、議案の採決をしないで、葬り去るため。支持は必要。討論は可能。修正は不可能。採決は過半数。

(2) 修正

目的は、議案をより完全にするため。支持は必要。討論は可能。修正は可能。採決は過半数または3分の2以上。

(3) 付託

目的は、議案を小委員会に付託し、研究させるため。支持は必要。討論は可能。修正は可能。採決は過半数。

(4) 期限付き延期

目的は、定める時まで討論を延期するため。支持は必要。討論は可能。修正は可能。採決は過半数。

(5) 討論時間

目的は、討論の時間を短縮・延長するため。支持は必要。討論は不可能。修正は可能。

採決は過半数。

(6) 採決やり直し

目的は、賛成・反対の正確な数を要求するため。支持は不必要。討論は不可能。修正は不可能。採決はなし。

(7) 議事進行

目的は、議事進行に関して議長に異議を申し立てるため。支持は不必要。討論は不可能。修正は不可能。採決は不可能。

(8) 討論打ち切り

目的は、討論を打ち切るため。支持は必要。討論は不可能。修正は不可能。採決は3分の2の多数。

(用語説明)

「セコンド」：一つの動議に対して、それを議題とするに相応しい（提案内容に賛成でなくても良い）と判断した者が「その提案を審議することに賛成します。」「セコンドします。」などと言うこと。

セコンドのない場合は、直ちに次の議事に進む。同意者を得られない提案は、その時の議事には取り上げられない、ということ。